

統合幕僚学校達第4号

統合幕僚学校における車両の管理運用に関する達を次のように定める。
平成18年3月27日

統合幕僚学校長 空将 高橋 健才

統合幕僚学校における車両の管理運用に関する達

改正 平成21年5月7日 統合幕僚学校達第8号
平成28年8月1日 統合幕僚学校達第2号
令和元年6月20日 統合幕僚学校達第7号
令和4年3月31日 統合幕僚学校達第1号

(目的)

第1条 この達は、統合幕僚学校における車両の手続き、管理及び運用について必要な事項を定め車両の効率的な使用と運行の安全を図ることを目的とする。

(諸法規の適用)

第2条 車両の管理及び運用に関して、この達に示されていない事項については、関係諸法規に定めるところによる。

(責任)

第3条 総務課長は、車両の管理及び運用並びに操縦手の監督について責任を負う。

2 総務班長は、総務課長を補佐し、車両業務の監督指導を実施し、第1条に定める目的達成に努めなければならない。

3 操縦手は、車両を安全確実に操縦するとともに自己の操縦する車両に搭載された人員及び貨物を命ぜられた目的地まで安全確実に輸送しなければならない。

(車両使用の原則)

第4条 車両は、原則として公用以外に使用してはならない。

2 前項の公用には、次の各号に定める場合を含むものとする。

(1) 学校長及び副校長の送迎

(2) 講師及び学校が招へいした者並びに部外の訪問者で学校長が必要と認める者の送迎

(3) 校外における諸行事への参加

(4) 学校の主催する諸行事の際における人員及び物資の輸送等

3 車両は、真に止むを得ない場合を除き、長距離の運行に使用してはならない。

4 車両の使用に際しては、乱用を戒め、事前に周到な計画を作成して使用の適正化を計るものとする。

(車両の使用許可権者)

第5条 車両の使用許可権者（以下「使用許可権者」という。）は総務課長とする。

(車両の使用手続き)

第6条 車両を使用する者は、車両使用請求書（別記様式第1）を使用する前日の15時までに車両係の長に提出するものとする。ただし、緊急の場合については、この限りではない。

2 車両係の長は、前項の請求状況及び翌日における学校の予定表等を勘案して車両配車計画予定表（別記様式第2）を作成し、前項の車両使用請求書を添えて、使用許可権者の許可を得るものとする。

(車両運行指令書)

第7条 車両係の長は、使用許可権者の認証に基づき、各車両ごとに車両運行指令書（別記様式第3）を作成し当該車両の操縦手に交付するものとする。

2 車両は、車両運行指令書により運行しなければならない。

(操縦手の指定)

第8条 車両は、車両係が操縦するほか、使用許可権者が、車両操縦経歴により免許及び操縦歴等を確認し、車両操縦指定簿（別記様式第4）をもって、所属の職員から操縦手を指定することができる。

2 車両係以外の操縦は、業務上やむを得ない場合に限るものとする。

(安全運行)

第9条 操縦手は、車両を運行する場合、安全運行を第一義とし、法令を遵守しなければならない。

2 操縦手及び乗車者は、車両運行の際、車両の事故防止に関して、相互に協力し、事故防止に努めなければならない。

3 総務課長、安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者（総務課総務班長、総務課庶務係長又は国際平和協力センター総務グループ長）は運転前後の操縦手の酒気帯びの有無を目視等で確認、所要の指導を行う。この際、その結果を運転前後チェックシート（別紙様式第5）に記録し、これを1年間保管するものとする。

(事故の確認及び処理)

第10条 操縦手は、操縦に起因して他に人的、物的損害を与え、又は、他よりこれらの損害を受けたときは、直ちにこれを確認しなければならない。

2 現場における事故処理は、次のとおりとする。

(1) 負傷者が生じた場合は、最寄りの病院等に収容する等の処置を他に優先して行うものとする。

(2) 現場の保存に努めるとともに、車両係の長に報告し、あわせて最寄りの警察機関に通報するものとする。

3 操縦手は、前条第2項の処置後、速やかに車両事故報告書（別記様式第5）を使用許可権者に提出するものとする。ただし、報告が急を要するときは、口頭による報告をもってこれに代えることができる。

4 前項ただし書きによる報告は、次の項目とする。

(1) 事故の種類

(2) 発生日時及び場所

(3) 事故関係者

- (4) 事故発生の概要
 - (5) 損害の程度
 - (6) 処置事項
 - (7) その他参考となる事項
- 5 使用許可権者は、事故の状況を学校長に報告するとともに適切な処置を講ずるものとする。

(管理)

第11条 車両係の長は、保有する車両が常に利用できるように、車両の運用及び整備計画を作成するものとする。

2 操縦手は、自己に割り当てられた車両の保存、手入れについて、常に細心の注意を払い、所定の点検又は命ぜられた点検を行い、不備故障を発見したときは、車両係の長に報告し、指示を受けなければならない。

3 車両を運行する場合は、車両に車両付属品及び携行工具を備え付け、操縦手が管理するものとする。

(駐車場)

第12条 目黒基地及び市ヶ谷庁舎地区における駐車場の使用については、これを管理する機関の長の定めるところによる。

2 統合幕僚学校に配分された駐車場の管理責任者は、車両係の長とする。

(燃料の補給)

第13条 目黒基地及び市ヶ谷庁舎地区における燃料の補給については、これを管理する機関の長の定めるところによる。

2 車両係の長は、車両運行指令書に記入された燃料補給量を記録し、車両ごとに走行距離に対する燃料消費量の適正化を図るものとする

(月報及び記録の保存)

第14条 車両係の長は、車両管理月報（別記様式第6）を作成し、翌月10日まで使用許可権者に報告しなければならない。

(支援車両の管理運用)

第15条 他の部隊から支援をうけ、学校において当該車両を使用する場合における管理運用についても、この達を準用するものとする。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この達は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この達は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この達は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1
(第6条関係)

車 両 使 用 請 求 書						認 印	総務班長	車両係長
請 求 先	統合幕僚学校総務課長 殿							
請求年月日	年 月 日	請求者所属氏階級		電 話	:			
使用年月日	年 月 日	使用者氏階級		電 話	:			
使用目的								
使用時間	(出発地) 学校出発	時 分	(到着地) 学校到着		合 計 時 間	時 間	分	
行 先	(出発地) (目黒/市ヶ谷)	着 (到着地)	発	(到着地) (目黒/市ヶ谷)				
講 師 等 迎 え 送 り	時 分	迎え場所 (住所)		講師等 氏 名		電 話		
車 種	乗用車	台、ミニバン	台、バス	台	往 復	迎えのみ	送りのみ	
車両番号		操縦手氏階級		摘 要				

別記様式第2
(第6条関係)

総務班長	車両係長

車両配車計画予定表

年月日() 天気

使用者名	車番	操縦手	配車予定時間															
			7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		

出庫回数					備考欄
送迎用	業務連絡用	講師送迎用	整備用	その他	
合計					回

別記様式第3
(第7条関係)

車 両 運 行 司 令 書					統 合 幕 僚 学 校			許 可 印	
年 月 日 曜			車 両 番 号		年 式	内 訳		時 間	K 数
配車係 氏階級			操縦手 氏階級			入 庫			
ガソリン			オイル		出 庫		合 計		
L			L						
出 発 時間	出 発 地	経 由	到 着 地	走行K メーター	到 着 時間	走行 時間	乗車 人員	走行 K数	使用者名
備 考				合 計					検 印

別紙様式第5
(第9条関係)

運転前後チェックシート (年 月)							
確認日時	運転者 (車番)	酒気確認		確認方法 (検知器/対面/その他)	指示事項	その他確認方法 (携帯電話で直接対話)	確認者
		運転前	運転後				
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
				検知器/対面/その他			
管理者 官職氏名							

車両事故報告書

- 1 報告者
所 属 _____
官職 階級 氏名 _____ 印
- 2 事故発生日時 _____
- 3 事故発生場所 _____
- 4 事故相手方 _____
- 5 事故発生時の状況

区 分		統幕学校	相手方(1)	相手方(2)
車 両	車種・型式			
	登録番号			
車両以外（徒歩、自転車等）の別				
免許	公安委員 免許種類			
積 載	人 物			
	物品等			
運行許可				
運行速度				
制限速度				
違反事項				
損 害 状 況	人 員			
	車 両			
	物 件			

- 6 事故目撃者（証人）

- 7 事故調査担当（警察官等所属・官職・氏名）

- 8 事故発生状況図
別紙を添付

別記様式第7
(第14条関係)

課長	班長	係長

<u>車 両 管 理 月 報</u>															
統合幕僚学校 総務課総務班 車両係 年 月 日 現 在															
番号	車両番号	車名	年式	操縦手名	K区分	月 始 前月末走行K (メーターのよみ)	月 末 入庫時の走行K (メーターのよみ)	月 間 走行K	ガソリン 補給量	立 当 走行K	走行K 当 立	出庫 回数	可動 日数	人員 輸送 数	摘 要
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
合 計		台	名					K	立	(K/立)	(立/K)	回	日	名	